平成２４年（フ）第５１７号
埼玉県三郷市高州３丁目425番地１
破産者　黒澤　裕一
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１７８２号
福岡県福岡市南区井尻３丁目20－３－1103号、破産手続開始決定時の住所福岡県福岡市中央区高砂１―17―28―501
破産者　高木　郁夫
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１７８３号
福岡県福岡市中央区清川１丁目12―15　永田方、破産手続開始決定時の住所福岡県福岡市中央区高砂１丁目17番28―501号
破産者　高木マサノ
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１２９号
福岡県糸島市二丈吉井4192番地６、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区諸岡３丁目12番15―504号
破産者　阿部　一之
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３０号
福岡県糸島市二丈吉井4192番地６、破産手続開始決定時の住所福岡市博多区諸岡３丁目12番15―504号
破産者　阿部　和子
１　決定年月日　平成25年７月５日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３８４号
横浜市中区山下町100番地３　リレント山下町503号室倉林方
破産者　松浦なを子
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８４号
横浜市神奈川区三枚町242番地２　アヴァンセ雅212号
破産者　佐藤　一也
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１９４号
新潟県十日町市野口326番地
破産者　五十嵐義典
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２４年（フ）第７５号
新潟県上越市春日野２丁目１番５号
破産者　古澤耕一郎
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２４年（フ）第７３３号
静岡市清水区三保４番地の４スパーブミホ105、開始決定時の住所静岡市清水区三保653番地の22
破産者　前田　恵子（旧姓内海）
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第７４６号
静岡市葵区辰起町９番15―304号
破産者　狩野　　統
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１４３号
愛知県蒲郡市西浦町神田ケ入38番地
破産者　小田　隆通
１　決定年月日　平成25年７月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第３２５号
福岡県筑紫野市大字常松371番地７　エーリB301号
破産者　沼田浩一郎
１　破産債権の届出期間　平成25年７月31日まで
２　一般調査期日　平成25年９月６日午後４時30分
平成25年７月２日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７６４号
福岡市西区姪の浜１丁目23番28号
破産者　村口　勝子
１　破産債権の届出期間　平成25年８月５日まで
２　一般調査期日　平成25年９月９日午後３時45分
平成25年７月３日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３４号
福岡市博多区大博町２番１号
破産者　株式会社光洋眼鏡商会
１　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
２　一般調査期日　平成25年９月26日午前10時
平成25年７月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４３５号
福岡市東区箱崎２丁目42番20号
破産者　若林　壱明
１　破産債権の届出期間　平成25年８月８日まで
２　一般調査期日　平成25年９月26日午前10時
平成25年７月５日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１９号
高知市一宮中町１丁目17番22号
破産者　筒井　圭子
１　破産債権の届出期間　平成25年８月16日まで
２　一般調査期日　平成25年９月４日午前10時20分
平成25年７月８日　　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９３号
愛媛県西予市野村町野村11号476番地
破産者　三瀬　栄作
１　破産債権の届出期間　平成25年８月30日まで
２　一般調査期日　平成25年10月25日午前11時
平成25年７月８日
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１８７７号
福岡県筑紫野市二日市北７丁目１番14―106号
破産者　樽美　　武
１　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
２　一般調査期日　平成25年10月３日午前10時30分
平成25年７月４日
福岡地方裁判所第４民事部